



「施設・設備の適正利用や障害者等の理解促進に向けた普及啓発」取組事例②

障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン等（東京都）

取組内容

- 各種法令に基づく整備基準により整備されている障害者等用駐車区画に健常者が駐車していること等により、必要としている人が十分に利用できていない実態があることから、適正利用を推進するための施設管理者向けガイドラインを作成
- ガイドラインは区市町村、飲食店、物販店、サービス店舗等に配布し、それぞれの施設において適正利用を推進するために活用してもらう
- ガイドラインと併せて、概要版となるリーフレット、都民への普及啓発用チラシ・ポスターを作成し、施設管理者、利用者双方に対し普及啓発を実施している

ガイドラインの特徴

- 駐車区画の床面塗装や利用対象者を明示した看板設置など、様々な施設で実際に行われている効果的な対策事例を紹介している
- 施設の实情に応じて実施可能な対策を選択できるよう、基本的な7つの取組を紹介するとともに、効果的な取組の組み合わせ方についても紹介

取組のポイント

- ガイドライン作成の前に駐車区画の利用者、施設管理者それぞれにアンケート調査を実施し、その結果を基に効果的な取組事例等を検討し、掲載している
- ガイドライン、リーフレット、チラシ、ポスターを、目的や対象者に応じた内容で作成し、普及啓発等を実施している

第2章 各施設における取組事例

取組1 区画の床面を目立つ色で塗装

障害者のための国際シンボルマークを表示することに加え、床面全体を目立つ色（青色など）で塗装します。

【効果・特徴】

- マークの表示だけでは駐車すると隠れてしまうことから、床面全体を塗装することにより、心理的な抑止効果が期待できます。
- 比較的大きなコストを要しないため、小規模な施設でも取り組みやすいです。
- 施設管理者調査では、約68%（514施設中349施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約62%（388施設中239施設）が導入しています。

事例 トヒレックプラザ（大規模の物販店・江東区）

【駐車場の概要】
全973区画のうち「障害者等用駐車区画」22区画

【具体的な内容】

- ・障害者等用駐車区画を、全面青色で塗りつぶしている。
- ・他の白線を塗る際も、あわせて施工した。

【導入前の利用者からの要望・苦情】
一般車がとめていてという苦情があった。

【導入後の効果】
以前は月に数回程度の苦情があったが、最近はほとんど苦情がない。

床面を青色で塗装

5

効果的な取組事例を示したガイドライン

🚻 駐車場を必要としている人がいます

必要がない方の駐車はご遠慮ください。ご理解・ご協力をお願いします。

障害者等用駐車区画とは
車いす利用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方のために設けられた区画です。車いす使用者が利用できるよう、通常の区画より幅が広く、建物の出入口やエレベーターホールなどに近い位置にあるのが特徴です。

※ 障害者のための国際シンボルマーク
障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための国際シンボルマークです。

東京都

普及啓発用ポスター

